

和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙における 投票所入場券封入封緘業務仕様書

この仕様書は、和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙の投票所入場券のプリント及び封入封緘業務を委託するにあたり、個人情報の秘密保護を図るため、本業務契約書に定めるもののほか、個人情報の取り扱いについて定めるとともに、本委託業務の業務内容を定めることを目的とする。

1 甲が交付するデータは、次のとおりとする。

- ・投票所入場券データ CSV形式（カンマ区切り） CD-R
- ・投票所データ TEXT形式（カンマ区切り） CD-R
- ・外字データ EUDC、TTE形式 CD-R
- ・投票所入場券抜き取りデータ CSV形式（カンマ区切り） 電子メール

※総合行政ネットワーク「Local Government Wide Area Network (LGWAN)」を利用したLGWAN-ASP サービスを受託者が用意した場合、LGWAN-ASP サービスを通じてデータを交付することも可能である。ただし、甲のセキュリティ等の規制によりデータ送信等が実施できない場合もあることに留意すること。

2 乙が納入する成果品の種類及び件数等は、次のとおりとする。

- ・投票所入場券は、甲が指定した項目及びカスタマバーコードを所定の位置にプリント後、世帯単位で封入封緘する。（※1人世帯についても封入封緘するものとする。）
- ・投票所入場券の表面の選挙名、日付箇所等は印字プリントとする。
- ・投票所入場券の予備についても、選挙名、日付箇所等を印字プリントすること。
- ・お知らせチラシはプリント後、世帯単位で封入封緘する。（※1人世帯についても封入封緘するものとする。）
- ・お知らせチラシの地図データを用意すること。また、地図データを和歌山市で作成する選挙啓発用のチラシ等に二次利用することを認めること。
- ・投票所変更チラシは、それぞれに該当する投票区にのみ封入封緘する。
- ・投票所変更チラシはプリント後、該当する投票区の投票所入場券、お知らせチラシと一緒に世帯単位で封入封緘する。
- ・投票所入場券、お知らせチラシ及び封筒は別添様式のレイアウト等を参考にデザインを行い提示すること。

・予定件数 投票所入場券（封書・2色） 約175,000通

・予定枚数 投票所入場券（2色） 約310,000枚
投票所入場券（65・93投票区・2色） 約200枚
お知らせチラシ（2色） 約175,000枚
第37投票区投票所変更チラシ（1色） 約3,000枚
封筒（投票所入場券用・1色） 約175,000枚

・予備 投票所入場券（2色） 100投票区×100枚
投票所入場券（65・93投票区・2色） 2投票区×50枚
投票所入場券（投票所名無し・2色） 100枚
お知らせチラシ（2色） 300枚

第37投票区投票所変更チラシ（1色）

約100枚

封筒（投票所入場券用・2色）

300枚

（※封筒は口糊付封筒アドヘア：ゴム系接着糊を塗布）

3 投票所入場券等の校正は次の例を参考とし、甲の指示により実施する。

【例】・1回目～投票所入場券・お知らせチラシ・封筒の様式（表・裏）

- ・2回目～投票区、投票所の住所・投票所名等、選挙システム用バーコードの読取りチェック
- ・3回目～全投票区

※校正作業は甲が校了と判断するまで行うこと。

4 封入封緘した封筒の内、50グラム以内となった封筒については『郵便区内特別』の文字を投票所入場券又は封筒に印字し、50グラム以上となった封筒については『郵便区内特別』の文字を削除等すること。

5 投票所入場券データ交付後の転出者、死亡者等については、後日甲が渡す抜き取りデータにより、手作業で投票所入場券を抜き取り、直接甲に返納すること。

（抜き取りデータは、対象者の個人番号によって指定する。）※仕様書 別紙②No.2

※抜き取り方法は世帯単位で抜き取ること。

6 甲が交付するデータの仕様等については、別紙①から⑤のとおりだが、一部修正する場合があることに留意すること。なお、当該データは業務終了後すみやかに直接甲に返納すること。

7 投票所入場券の郵送については、甲が指定した郵便局へ送致すること。また送致方法については指定した単位の郵便番号ごとに分別し、各種割引制度等を利用し、必要最小限の経費で郵送できるよう調査の上で、その旨を甲に対し提案を行い送致すること。

8 投票所入場券の郵便局への送致は、協議のうえ決定するが、告示日前までに投票所入場券が選挙人に届くよう考慮すること。

9 乙は、投票所入場券の送致日程、準備物、注意事項等を郵便局と協議し、送致に備えること。

10 乙は、本仕様書の目的を十分理解し、甲が交付するデータの保管に当たっては、紛失等の事故が起ることのないように責任を持って厳重に保管すること。

11 乙は、封入封緘作業を行う際には、誤封入等による個人情報の漏洩が起ることのないように細心の注意を払い実施すること。

12 乙は、本業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、「和歌山市情報セキュリティポリシー」、「個人情報取扱特記事項」、その他関連法令を遵守すること。

13 乙は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマーク制度の認定又は、これと同等以上の資格を取得していることを証明する書類の提出を行うこと。

- 1 4 乙は、受託業務処理中に事故が発生したときは、直ちに甲に報告し指示を受けなければならない。
- 1 5 投票所入場券の日付箇所等については、必ず事前に担当者に確認すること。
- 1 6 この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議するものとする。
- 1 7 この仕様書に係る疑義の質問については、仕様書別記のとおりとする。

仕様書別記

和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙における 投票所入場券封入封緘業務に係る疑義の質問について

入札者は見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。
質問事項は文書で担当課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

担当課 和歌山市選挙管理委員会事務局
担当者 北尾
所在地 〒640-8536
和歌山市七番丁17番地
朝日ビルディング5階
TEL 073-435-1145
FAX 073-435-1289

別紙①

1. 業者用送付データについて

(1) 投票所入場券データ

ファイル名 TSE01.CSV
ファイル形式 カンマ区切りCSV
文字コード UTF-8
文字のフォント MS明朝JIS2004

(2) 投票所データ

ファイル名 TOHYOJOD.TXT
ファイル形式 TEXT形式 (カンマ区切り)

- ・入場券の投票所名・投票所住所・前回と変更したかフラグは、ここから得るものとする。
- ・投票所データの前回と変更したかフラグ (No.(4)) に「1」のフラグがある場合は、投票所入場券及び転出者お知らせハガキの投票所住所の下に、「※投票所が変わっています。」の表示を行う。

(3) 外字データ

ファイル名 EUDC.TTE
ファイル形式 EUDC.TTE形式

2. 使用媒体 CD-R

※LGWAN-ASP サービスを活用してデータを送信する場合もある。

上記(1)(2)は印刷イメージではなく、データで送付します。データレイアウトは別紙“投票所入場券出力処理の業者用データについて”に記載しています。

(3) 外字データについては、EUDC.TTE形式により作成したデータを送付します。

別紙②

投票所入場券出力処理の業者用データについて

		識別番号	帳 票 名			作成者	
		TSE-01	入場券／転出者お知らせ				
業務名		CSVファイル名		項目数	(内印字)	版	作成日
選挙		TSE01.csv (入場券情報)		93	17	初版 2版	2014/10/29
No.	KEY	項目名	属性	最大桁	使用	説明(編集例、ピッチ制御等)	
1		連番	9	12		ゼロ固定	
2		個人番号	9	12			
3		地区コード	9	7			
4		投票区コード	9	7	◎	65、93投票区は「6時分」の入場券に印刷すること。	
5		行政区コード	9	7			
6		班コード	9	7			
7		簿冊番号	9	4	◎		
8		名簿番号頁	9	4	◎		
9		名簿番号行	9	2	◎		
10	○	世帯番号	9	12	○		
11	○	世帯内連番	9	5	○	世帯内で、記載順位、個人番号順に付番された連番	
12		転出先住所判定区分	9	2	○	0:転出でない 1:転出	
13		氏名かな	N	120			
14		氏名漢字	N	120	◎		
15		氏名漢字外字フラグ	9	1		0:外字なし 1:外字あり	
16		氏名漢字文字数	9	3			
17		生年月日	9	8			
18		性別	9	1	◎		
19		郵便番号	X	10	◎		
20		郵便番号バーコード	X	50	◎		
21		町名	N	100	◎		
22		番地	N	100	◎		
23		方書	N	100	◎		
24		住所外字フラグ	9	1		0:外字なし 1:外字あり	
25		転出異動日	9	8		転出の時、抹消判定異動日	
26		転出異動届出日	9	8		転出の時、抹消判定日	
27		転出先郵便番号	X	10	◎		
28		転出先郵便番号バーコード	X	50	◎		
29		転出先市区町村コード	9	5			
30		転出先町名	N	100	◎		
31		転出先番地	N	100	◎		
32		転出先方書	N	100	◎		
33		転出先住所外字フラグ	9	1		0:外字なし 1:外字あり	
34		入場券予備区分	9	2	○	1:11条対象者(期日前投票中回復者)	
35		管轄区分	9	2	○	管轄郵便局単位の番号	
36		パターン区分	9	2	○	W選挙時発送分離区分 0:通常、1:後日発送分	
37		テスト区分	9	2			
38		世帯人数	9	3		ゼロ固定	
39		バーコード	X	50	◎		
40		地区名称	N	15			
41		投票区名称	N	15			
42		行政区名称	N	15			
43		班名称	N	15			
44		投票区2	9	7			
45		投票区名称2	N	15			
46		名簿番号頁2	9	4			
47		名簿番号行2	9	2			
48		世帯主氏名かな	N	120			
49		世帯主氏名漢字	N	120			
50		世帯主氏名漢字外字フラグ	9	1			
51		世帯主氏名漢字文字数	9	3			
52		性別名称	N	3			

別紙④

入場券情報の仕訳について

入場券情報は管轄区分、世帯番号、世帯内連番の順で作成する。
印刷時以下の順で仕訳ける。

- ① 入場券予備区分(No.34)が「1:11条対象者(期日前投票中回復者)」の場合
 - ・転出先住所判定区分(No.12)が「0:転出でない」なら「入場券」を印刷
 - ・転出先住所判定区分(No.12)が「1:転出」なら印刷を行わない。
- ② ①以外で、引抜き該当区分(No.57)が「1:選管納品後発送者」または「2:選管納品後発送不要者」の場合
 - ・転出先住所判定区分(No.12)が「0:転出でない」なら「入場券」を印刷
 - ・転出先住所判定区分(No.12)が「1:転出」なら印刷を行わない。
 - ・「引抜き該当区分」別(選管納品後発送者の場合は更に「注意事項内容」(No.91)別)に仕分けし、和歌山市に納品
- ③ ①②以外で、パターン区分(No.36)が「1:後日発送分」の場合
 - ・転出先住所判定区分(No.12)が「0:転出でない」なら「入場券」を印刷
 - ・転出先住所判定区分(No.12)が「1:転出」なら印刷を行わない。
 - ・後日発送分として和歌山市に納品
- ④ ①②③以外の場合
 - ・転出先住所判定区分(No.12)が「0:転出でない」なら「入場券」を印刷
 - ・転出先住所判定区分(No.12)が「1:転出」なら印刷を行わない。
 - ・「入場券」については、下記の管轄区分(No.35)に従い、該当の管轄郵便局に納品する。
 - ・入場券は、世帯番号が同じものはまとめて封筒で発送する。
(窓から出す宛先は、世帯内連番が最も若いもの)

入場券データ 管轄区分(No.35)		
フラグ	管轄郵便局	郵便番号上5ケタ
1	中央(加太分)	64001
2	山東	64003
3	中央	64080
4	中央	64081
5	中央	64082
6	中央	64083
7	中央	64084
8	南	64100
9	岩出	64962
10	中央(川辺分)	64963

別紙⑤

バーコード仕様

入場券へのバーコード印刷及び内容は以下の規約にて実施する。

1. 印刷バーコード種類 . . . NW7 (スタート・ストップビット要)
2. バーコード印刷内容

開始記号 固定値 A	名簿管理番号			名簿管理詳細番号			投票区			簿冊番号			名簿頁			名簿行			終了記号 固定値 A
A	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	A	

3. 上記2の内容がどこかに文字列として印刷されていること
(バーコードが汚れていたり、一部破損しているような場合、キー入力にて対処するため)

選挙のお知らせ

窓



料金後納
郵便

郵便区内特別

**※同一世帯全員分の
『投票所入場券』が入っています。
開封して中身をご確認ください。**

投票日当日の投票所は必ず入場券でご確認ください。

入場券用封筒 表

- ・封筒縦 110mm程度
- ・封筒横 235mm程度
- ・紙質 晒クラフト86(同等品可)
- ・色数 1色(黒色)
- ・窓の縦 75mm程度
- ・窓の横 105mm程度
- ※窓からは入場券の投票日時まで見えるようにすること。
- ・『郵便区内特別』の文字を入場券に印字する場合は、封筒に印字しないこと。

裏

●期日前投票所一覧

①和歌山市役所1階(和歌山市七番丁23番地) ※市役所中央駐車場・北駐車場は60分まで無料です。	8時30分～20時
②マルコーホーム 河北コミュニティセンター(市小路192番地3)	9時～20時
③紀の国住宅 東部コミュニティセンター(寺内665番地)	
④紀の国住宅 南コミュニティセンター(紀三井寺856番地) ※近隣の商業施設への駐車はご遠慮ください。	
⑤さんさんセンター紀の川(直川326番地7)	
⑥紀の国住宅 河南コミュニティセンター(布施屋41番地)	
⑦オークワセントラルシティ和歌山店 書籍売り場横(小雑賀805番地1)	10時～20時
⑧イオンモール和歌山3階 イオンスタイル前(ふじと台23番地)	



▲ホームページから
投票所の地図など、ご確認ください。

〈お問い合わせ先〉

和歌山市選挙管理委員会

〒640-8536

和歌山市七番丁17番地

朝日ビルディング5階

電話:073-435-1145

投票所入場券

入場券
20時用

表

- ・縦 100mm程度
- ・横 215mm程度
- ・紙質 フォーム上質110 (同等品可)
- ・色数 2色(青色と黒色)

裏

39バーコード

19郵便番号(1~3桁 & 'ー' & 4~7桁)
(住所) 21町名 22番地
(住所) 23方書

14氏名 様
20カスタマーバーコード

和歌山市長選挙
和歌山市議会議員補欠選挙
投票日時 令和8年8月9日(日) 午前7時から 午後8時まで

簿冊番号	名簿番号頁	名簿番号行	
7簿冊番号	8名簿番号頁	9名簿番号行	18性別

投票区	投票日当日の投票所
4投票区	(2)投票所名称 (3)投票所住所 (4)※投票所が変わっています
到着番号	
市長・市議補欠	

※投票日当日は上記の投票所でのみ投票できます。



〈お問い合わせ先〉 和歌山市選挙管理委員会 電話:073-435-1145
〒640-8536 和歌山市七番丁17番地 朝日ビルディング5階 (和歌山市HP)

～期日前投票のお知らせ～

期日前投票期間

令和8年8月3日(月)から

令和8年8月8日(土)まで

投票日当日、投票に行けない見込みの方は期日前投票ができます。右側の『期日前投票宣誓書』に必要事項をご記入のうえ、お持ちください。

同封の『期日前投票のご案内』もご覧ください。

※この入場券がお手元に届いても、選挙権のない方は投票できません。

事務 処理欄	市長	市議 補欠

期日前投票宣誓書

私は、和歌山市長選挙・和歌山市議会議員補欠選挙の当日、次のいずれかの事由に該当する見込みです。

(※太枠内をご記入ください)

		令和8年 8月 日
氏名		大・昭・平・西暦
		年 月 日

- ・仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- ・用事又は事故のため投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- ・疾病、負傷、出産、身体障がい等のため歩行が困難
- ・交通至難の島等に居住・滞在
- ・住所移転のため、本市以外に居住
- ・天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

上記は、真実であることを誓います。

投票所入場券

入場券
18時用

表

- ・縦 100mm程度
- ・横 215mm程度
- ・紙質 フォーム上質110 (同等品可)
- ・色数 2色(青色と黒色)

裏

39バーコード

19郵便番号(1~3桁 & 'ー' & 4~7桁)
 (住所) 21町名 22番地
 (住所) 23方書

14氏名 様

20カスタマーバーコード

和歌山市長選挙
和歌山市議会議員補欠選挙

投票日時 令和8年8月9日(日) 午前7時から 午後6時まで

簿冊番号	名簿番号頁	名簿番号行	
7簿冊番号	8名簿番号頁	9名簿番号行	18性別

投票区	投票日当日の投票所
4投票区	(2)投票所名称 (3)投票所住所 (4)※投票所が変わっています
到着番号	
市長・市議補欠	

※投票日当日は上記の投票所でのみ投票できます。



〈お問い合わせ先〉 干640-8536
和歌山市選挙管理委員会 和歌山市七番丁17番地 ▲選挙のお知らせ
 電話:073-435-1145 朝日ビルディング5階 (和歌山市HP)

～期日前投票のお知らせ～

期日前投票期間

令和8年8月3日(月)から

令和8年8月8日(土)まで

投票日当日、投票に行けない見込みの方は期日前投票ができます。右側の『期日前投票宣誓書』に必要事項をご記入のうえ、お持ちください。

同封の『期日前投票のご案内』もご覧ください。

※この入場券がお手元に届いても、選挙権のない方は投票できません。

事務 処理欄	市長	市議 補欠

期日前投票宣誓書

私は、和歌山市長選挙・和歌山市議会議員補欠選挙の当日、次のいずれかの事由に該当する見込みです。

(※太枠内をご記入ください)

		令和8年 8月 日
氏名		大・昭・平・西暦
		年 月 日

- ・仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- ・用事又は事故のため投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- ・疾病、負傷、出産、身体障がい等のため歩行が困難
- ・交通至難の島等に居住・滞在
- ・住所移転のため、本市以外に居住
- ・天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

上記は、真実であることを誓います。

～期日前投票のご案内～

期日前投票とは、投票日当日に仕事や旅行、冠婚葬祭等の用務があるなど、一定の事由に該当すると見込まれる場合に、投票日前に投票を行うことができる制度です。投票所入場券裏面の『期日前投票宣誓書』に必要事項を記入しご持参ください。

①和歌山市役所1階(和歌山市七番丁23番地) ※市役所中央駐車場・北駐車場は60分まで無料です。	8時30分～20時
②マルコーホーム 河北コミュニティセンター (市小路192番地3)	9時～20時
③紀の国住宅 東部コミュニティセンター (寺内665番地)	
④紀の国住宅 南コミュニティセンター (紀三井寺856番地) ※近隣の商業施設への駐車はご遠慮ください。	
⑤さんさんセンター紀の川 (直川326番地7)	
⑥紀の国住宅 河南コミュニティセンター (布施屋41番地)	
⑦オークワセントラルシティ和歌山店 書籍売り場横 (小雑賀805番地1)	10時～20時
⑧イオンモール和歌山3階 イオンスタイル前 (ふじと台23番地)	

①和歌山市役所1階

七番丁23番

地 図

②河北コミュニティセンター

市小路192番地3

地 図

③東部コミュニティセンター

寺内665番地

地 図

④南コミュニティセンター

紀三井寺856番地

地 図

⑤さんさんセンター紀の川

直川326番地7

地 図

⑥河南コミュニティセンター

布施屋41番地

地 図

⑦オークワセントラルシティ和歌山店

小雑賀805番地

地 図

⑧イオンモール和歌山

ふじと台23番地

地 図

- 期日前投票は①～⑧のいずれの投票所でもご利用いただけます。
- 投票日当日の投票場所は入場券のおもて面に記載された投票所のみですので、ご注意下さい。



投票される皆様へ

- **ご持参いただいた鉛筆やシャープペンシルでご記入いただくことができます。**
ボールペン（特に水性）はインクがにじむ可能性があります。そのため、鉛筆やシャープペンシルを推奨しています。
- **投票日前日（土曜日）は、混み合いますので早めの期日前投票をご検討ください。**

お知らせチラシ
表

サイズ:A4

紙質:白上質55Kg

色数:2色(マゼンタ100と
黒色)

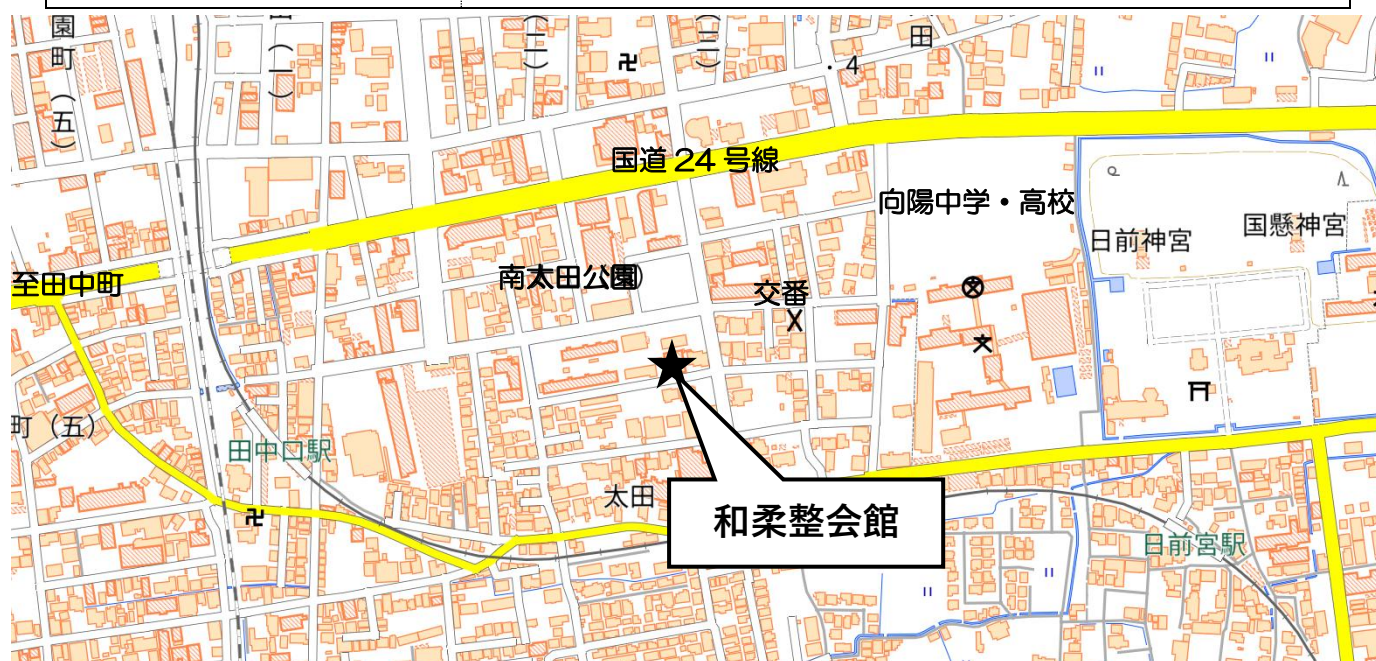
和歌山市選挙管理委員会からのお知らせ

令和8年8月9日執行の和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙から

第37投票所(太田青年会場)の投票場所が変わります

変更前	変更後
太田青年会場 (太田1丁目5番15号)	和柔整会館 (太田143番地4)

第37投票区 対象区域	太田の一部・太田1丁目・太田2丁目の一部・太田4丁目
-------------	----------------------------



周辺地図



(Google マップ)

※徒歩・自転車等での来所にご協力ください。

投票日当日の投票所は入場券をご確認ください

※このお知らせは、対象でない方にも回覧・送付される場合があります。

お問い合わせ先

和歌山市選挙管理委員会事務局 TEL:073-435-1145 FAX:073-435-1289

投票所入場券封入封緘業務委託契約書

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は投票所入場券封入封緘業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、契約締結日から令和8年8月9日までとする。

（委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

（委託金）

第4条 甲が乙に支払う委託金の額は、円（消費税及び地方消費税分を含む。）とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は当該業務の一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせる場合、乙は、当該第三者に、この契約に従い、乙が甲に対して負担する義務と同等の義務を負わせる契約を締結するものとする。

3 乙は当該業務の一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせる場合、甲の責めに帰すべき理由がある場合を除き、当該第三者の履行について、乙が自ら業務を遂行した場合と同様の責任を負うものとする。

（委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

（損害の負担）

第9条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

（乙の履行不能）

第10条 乙は、その責めに帰すべき理由により業務委託を履行しないときは、その履行不能分に相当する委託金の額を減額して、甲に委託金を請求しなければならない。この場合において、減額する額

は、甲が定める。

2 前項の場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の30までの金額に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

(確認及び引渡し)

第11条 乙は、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

2 乙は、前項の確認の結果補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、補正後その旨を甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

3 乙は、甲の確認が終了したときは、遅滞なく、成果品を甲に引き渡すものとする。

4 成果品の一部が完了し、かつ、可分なものであるときは、甲は、当該部分について、乙の承諾を得て引渡しを受けることができる。

(契約不適合責任)

第12条 甲は、成果品の引渡しを受けた後において、当該成果品が契約に内容に適合しないことが発見されたときは、乙に対して相当の期間を定めてその不足分の引渡しを請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定による不足分の引渡しの請求、修補又は損害賠償の請求は、成果品の引渡し後10年以内に行わなければならない。

(委託金の支払)

第13条 乙は、委託業務について第11条の規定により確認を受けた後、甲に対して速やかに委託金の支払を請求するものとする。

2 甲は、成果品を確認後、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により前項の規定による委託金の支払が遅れた場合は、未受取金額につき、延滞日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第14条 甲は、次条及び乙の債務不履行による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき理由により、契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由がないのに委託業務に着手すべき時期を過ぎても委託業務に着手しないとき。

(3) 第21条第1項に規定する個人情報取扱特記事項を遵守していないと認められるとき。

(4) 第22条第1項に規定する和歌山市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守していないと認められるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、契約に違反し、契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。ただし、社会通念上乙の責めに帰さない事由においてはその限りではない。賠償額は甲乙協議して定めるものとする。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

4 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

第15条 甲は、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 第8条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。
(暴力団等排除に係る解除)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に次に掲げる者がいると認められるとき。
ア 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
イ 暴力団関係者(暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。)
- (2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)が実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等(法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。)を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第17条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき(確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
- (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令(これらの命令が乙又は乙が

構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (5) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（乙の解除権）

第18条 乙は、次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため委託金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第8条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が契約期間の10分の5を超えたとき。

2 第8条第2項及び第14条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除された場合に準用する。

（賠償金等の徴収）

第19条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足のあるときは乙に追徴する。

（秘密の保持等）

第20条 乙は、委託業務の履行上知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。また、委託業務の履行過程において作成した記録等を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

（個人情報取扱特記事項の遵守）

第21条 乙は、委託業務の履行に当たっては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めたときは乙の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができるものとする。

（ポリシーの遵守）

第22条 乙は、委託業務の履行に当たり、ポリシーを遵守しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する情報資産（以下「情報資産」

という。)を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報と見なし
て前条第1項に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

3 甲は、乙が第1項及び前項の規定に違反して情報資産の取扱いをしていると認めるときは、前条第
2項の規定を準用する。

(合意管轄)

第23条 この契約に関して、甲乙間に訴訟の必要が生じた場合は、甲の所在地を管轄する裁判所を第
一審の管轄裁判所とする。

(補則)

第24条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して
定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長 尾花正啓

乙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

(適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。

(2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。

(3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

(教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

(秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、

乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（資料等の返還又は廃棄）

第10 乙は、個人情報記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

（報告又は資料の提出）

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めると及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

（事故発生時の報告義務）

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（1）直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。

（2）当該事故の原因を分析すること。

（3）甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

（4）甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

（漏えい等が発生した場合の責任）

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。